

3 みえ森と緑の県民税について

1 市町の税務部門との連携について

「みえ森と緑の県民税」の賦課徴収の仕組みは県民税の超過課税方式としております。特に、個人分は、市町が住民税として、個人県民税均等割に上乘せして賦課徴収することから、市町との連携は非常に重要となっています。

(1) 市町への説明について

この税につきましても、各県税事務所管内に設置された地域税収確保対策会議などを利用し、森林づくりに関する税検討委員会での検討時点から情報提供を行い、制度への理解と協力を依頼してきました。さらに、条例制定後の本年4月以降は、条例の内容や制度の詳細な説明を行ったところです。今後も、平成26年4月からの円滑な導入を図るため、市町に対してきめ細かい対応を行ってまいります。

(2) 市町の負担軽減について

今後は市町において、納税者からの問合せに対応していただくためのQ&Aの作成や、県税事務所にも相談窓口を設置するなど、市町の負担が極力低減されるよう努めてまいります。

また、市町の財政的負担の軽減を目的に「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」による税務電算システムの改修の支援を行うなど、様々な面から税務部門との連携を図ってまいります。

2 県民等への周知について

(1) 平成25年4月1日以降の取組状況

①チラシ・ポスター等

チラシ、ポスターをコンビニエンスストアやショッピングセンター、道の駅、市町庁舎、県公共施設に配架、掲出するとともに、商工会議所等に協力を得て、会報等への記事掲載や会員へのチラシを送付しました。

②啓発物

ポケットティッシュ等の啓発物を作成し、「県民の日記念行事」や地域のまつりなどの多くの県民が集まるイベントを利用し、配布を行ないました。

③説明会・イベント

説明会やイベント等での職員による周知活動を86回実施しました。

特に、5月11日に三重県民の森(菰野町)で開催した県民参加の植樹祭では、この税に関するブースを設け、参加者に対し周知活動を実施したところです。

④その他

県政だより5月号、フリーペーパー(50万5千部)への掲載、FM三重、CBCラジオ、東海ラジオで延べ5回告知放送を行ないました。

また、東海テレビや毎日新聞で番組や特集記事として取り上げていただきました。

(2) 今後の取組

引き続きこれまでの取組を実施するとともに、新たに6月から懸垂幕の各県庁舎への掲出、テレビやケーブルテレビでの広報CMの放映、主要駅へのポスターの掲示等の取組も加えていくとともに、市町の広報誌や経済団体の会報等への掲載などもお願いしながら、県民の皆さんのご理解が一層深まるようきめ細やかな対応に努めてまいります。

市町の税務部門との連携について

1 市町への説明について

(1) 市町長への説明状況

① 市長会定例会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
- 平成24年11月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 町村会理事会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

③ 県と市町の地域づくり連携・協働協議会での説明

- 平成25年 3月 みえ森と緑の県民税について

(2) 市町議会議長への説明状況

① 町村議会議長会での説明

- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 市議会議長会での説明

- 平成25年 5月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

(3) 市町税務部門への説明状況

① 検討状況地区説明会(7ヶ所)での説明

- 平成24年 6月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

② 都市税務協議会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

③ 税務担当課長個別訪問(29市町)での説明

- 平成24年 8月 答申(森林づくりに関する税検討委員会報告書)等

④ 地域税収確保対策会議(8ヶ所)での説明等

- 平成24年 7月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等
- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案)平成24年9月
- 平成25年 2月 森林づくりのための税の広報活動等について
- 平成25年4~5月 みえ森と緑の県民税条例等について

2 市町の負担軽減について

(1) みえ森と緑の県民税導入準備費交付金制度創設

① 税務システム改修経費

税務システム改修に要する経費

② 納税者に対する広報経費相当額

市町が送付する個人住民税の納税通知書等にチラシを同封いただく経費など

(2) 市町窓口への問合せに関するQ&A作成

(3) 県税事務所に相談窓口の設置

みえ森と緑の県民税の広報実績（平成 25 年度）

（平成 25 年 4 月～平成 25 年 5 月末）

1 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

- ・税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体（自治会連合会、経済団体等）の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

計 42 回 2, 201 人

(2) イベント等での周知、チラシの配布

- ・イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

計 44 回 7, 749 人

2 紙面による広報

(1) 新聞記事

- ・毎日新聞 4月3日 三重県版「なるほドリ 三重」で記事採用

(2) フリーペーパーへの広告掲載

- ・県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に広告を掲載しました。

ぼろん・よっかいち ai・ベルブ・つうーぴーす・ふぁみんぐ・イセラ・リィーガ
計 48 万部 各紙 5 月号

- ・南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

i してる 2万5千部 5月号

(3) 広報誌への掲載

- ・県政だよりへ税導入決定や税額について掲載しました。

県政だより 5月号

(4) 経済団体等への依頼

- ・商工会議所の会報にチラシを同封していただきました。

上野商工会議所 2,000部

名張商工会議所 1,200部

(5) チラシ・ポスター

- ・チラシを市町や県庁舎に配架した他、コンビニやショッピングセンターに配架しました。

コンビニエンスストア・ショッピングセンター 約 8,000部 (5月)

- ・ポスターを市町や県庁舎に配布した他、コンビニに掲示しました。

県公共施設や道の駅 100部 (5月)

コンビニエンスストア 350店舗 (5月)

(6) その他

- ・「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内の協定締結コンビニエンスストアやショッピングセンター等に配架しました。

第 14 号 (4月) 1,450部

第 15 号 (5月) 2,410部 計 3,860部

3 テレビによる広報

- ・東海テレビの番組で取り上げられました。

5月2日放送、夕方ニュース番組内で1.0分間 シリーズ「森は生きている」

4 ラジオによる広報

- ・ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。

FM三重 番組内での告知 3回

東海ラジオ 番組内での告知 1回

CBCラジオ 番組内での告知 1回

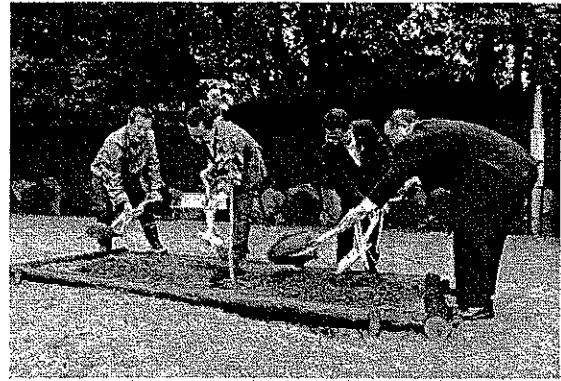
5 その他

- ・ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。

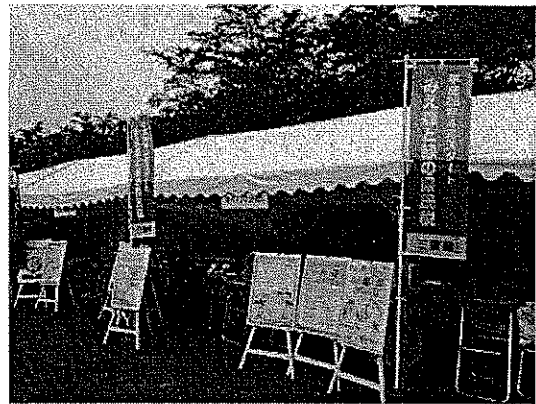
「みえ森と緑の県民税」PR の取組状況について

【5月11日(土)みんなで植えよう！森もりフェスタ(三重県民の森)】

◆知事が出席し、関係者と記念植樹



◆「みえ森と緑の県民税」PRブース



【県内のイベントでのPR状況】

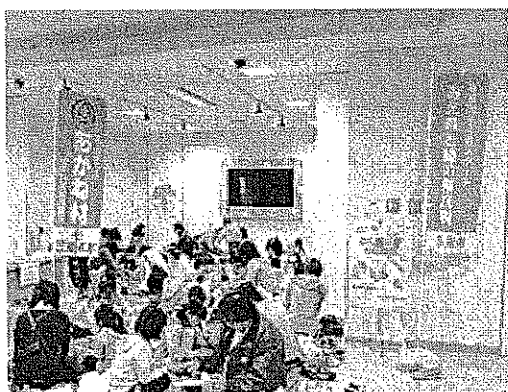
◆4月6・7日(土・日) 鈴鹿さくら祭り(鈴鹿市)



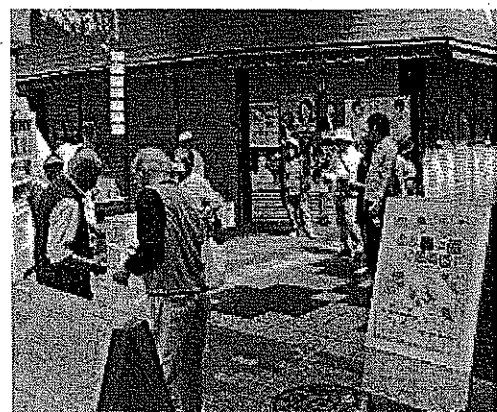
◆4月13日(土) 県民の日記念事業(津市)



◆4月27・28日(土・日)
春のキッズエコフェア2013 (四日市市)



◆5月25日(土) くわな軽トラ市(桑名市)

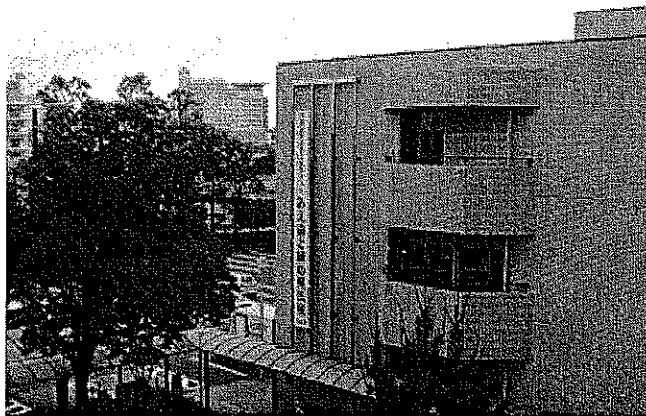


【懸垂幕の掲出状況】

◆四日市庁舎 ↓



◆津庁舎 ↓



◆県庁大駐車場 ↓



◆松阪庁舎 ↓



◆伊賀庁舎 ↓



◆志摩庁舎 ↓



◆伊勢庁舎 ↓



※この他、桑名庁舎・鈴鹿庁舎・尾鷲庁舎
熊野庁舎でも掲出しています。

三重県では、
平成26年4月1日から

みえ森と緑 の県民税

がスタートします。

県民のみなさまから納めて
いただいた税を活用して、
災害に強い森林づくりや、
県民全体で森林を支える
社会づくりを進めます。

「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割に
上乗せして納めていただきます。

個人

平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方

税額(年): 1,000円

法人

平成26年4月1日以後に開始する
事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等

税額(年): 均等割額の10%相当額

- ※次の方には課税されません。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
 - 前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方

資本金等の額	年税額
50億円超	80,000円
10億円超、50億円以下	54,000円
1億円超、10億円以下	13,000円
1千万円超、1億円以下	5,000円
上記以外の法人等	2,000円

「みえ森と緑の県民税」の使いみち

- 土砂や流木を出さない森林づくり
- 水源林等の公有林化
- 山村地域との交流や帰郷祭など森林とのふれあい促進
- 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化
- 荒廃した里山や竹林の再生
- 小中学校等における森林環境教育の実施
- 街中の緑化(植樹や校庭の芝生化)
- 住民による海岸漂着流木の回収活動の支援 など

「みえ森と緑の県民税」に関する問い合わせ先

税の仕組みについて

総務部税務・債権管理課
電話 059-224-2127
FAX 059-224-4321
E-mail zeimu@pref.mie.jp

税の使いみちについて

農林水産部みどり共生推進課
電話 059-224-2513
FAX 059-224-2070
E-mail midori@pref.mie.jp

みえ森と緑

検索

【フリーペーパーに掲載した広告】平成 25 年 5 月

県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に掲載した広告

スポ☆

みえ

vol.11
三重県知事
鈴木 英敬



水森さんに観光キャンペーン
応援特使第1号(4/3)

「おんなの旅立ち」伊勢めぐり〜胸の胸のいたみを道連れに〜」
皆さんもう聞かれましたか？水森かおりさんが先月リリースした新曲「伊勢めぐり」。先日もテレビで歌われていたんですよ。
失恋した一人の女性が伊勢を旅し、伊勢の自然の美しさに癒され、明日に向かって生きる決意を新たにするストーリー。この歌詞にあるように伊勢の自然の美しさは言葉につくせないほどすばらしく、失恋してなくても（笑）癒されること間違いなし！私が保証します！
水森かおりさんと言えば、「ご当地ソングの女王」と言われ、10回連続紅白歌合戦に出場されている超メジャーな演歌歌手です。デビューのきっかけが、皆さんご存じの三重県が誇る演歌歌手山川豊さんの「妹分コンテスト」ということらしいんで

ご当地ソングはスゴいっ!!

すよ。三重県との縁を感じますね。
その水森さんが、今回「伊勢めぐり」とそのカップリング曲「鳥羽の旅」という三重県を舞台にした歌を発売されたのはとても光栄です。
そこで、水森さんには、先月からスタートした「三重県観光キャンペーン」はそれ、ぜんぶ三重なんです！の応援特使第1号に就任いただきました。伊勢めぐり発売記念イベントにお邪魔して委嘱状を手渡ししてきたところです。水森さんは、とても気さくでお人柄もすばらしい！もう、かおりちゃんにメロメロです。
これから、かおりちゃんには、「伊勢めぐり」をガンガン歌っていただき、日本中に三重をPRしてもらいます。歌がヒットすればするほど三重の知名度もグングン上がるのぼり。私たちも一緒に応援していきますよ。まずはカラオケで熱唱よろしくです！
今年の年末は、紅白歌合戦の「伊勢めぐり」で締めくくり、その後、伊勢神宮へ初詣に出かけるというのもいいですね。
今から年末の話をするのはちょっと気が早いですかね（笑）？



みえ森と緑の県民税

平成26年4月1日からスタート!

創めていた税は、土砂や流木を出さない森林づくり、
荒廃した里山や竹林の再生、森林環境教育や
県産材を活用した公共施設の木造・木質化、
海岸に漂着した流木の除去や街中の緑化などに
活用させていただきます。

県民税均等割を納める
個人と法人が対象
個人 年1,000円
法人 年2,000~80,000円
(県民税均等割額の10%相当額)

税の使いみちに関すること
三重県農林水産部みどり共生推進課 TEL059-224-2513 FAX059-224-2070
税のしくみに関すること
三重県総務部税務・債権管理課 TEL059-224-2127 FAX059-224-4321

みえ森と緑 緑税

4 平成24年度県税収入状況について

平成24年度の県税収入額は、平成25年5月末現在で約2,088億400万円となっており、最終補正後予算額2,052億2,200万円を約35億8,200万円（予算達成率101.7%）上回るものとなっています。

県税収入額を前年度決算額と比較すると、法人二税が約15億9,000万円の減収となっていますが、個人県民税が扶養控除の見直し等により約29億7,000万円の増収となるなど、全体として約43億3,900万円の増収（対前年度決算比102.1%）となっています。なお、地方法人特別譲与税を含めると約50億7,300万円（対前年度決算比102.2%）の増収となります。

また、収入未済額については、約60億6,900万円と前年度から約5億円減少しており、これは、個人県民税と自動車税の収入未済額の縮減が大きな要因となっています。

平成24年度県税収入状況（平成25年5月末現在）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
平成24年度 全税目合計	205,222 (228,075)	208,804 (231,659)	3,582 (3,584)	101.7 (101.6)	4,339 (5,073)	102.1 (102.2)	6,069
うち法人二税	39,463 (62,316)	40,204 (63,059)	741	101.9	△1,590 (△856)	96.2 (98.7)	103
うち個人県民税	62,681	63,869	1,188	101.9	2,970	104.9	5,119

【参考】平成23年度県税収入決算状況

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
平成23年度 全税目合計	200,082 (222,200)	204,465 (226,586)	4,383 (4,386)	102.2 (102.0)	2,300 (4,009)	101.1 (101.8)	6,536
うち法人二税	39,832 (61,950)	41,794 (63,915)	1,962	104.9	1,472 (3,181)	103.7 (105.2)	93
うち個人県民税	60,136	60,899	763	101.3	△267	99.6	5,434

注：（ ）内は、地方法人特別譲与税を含みます。

平成24年度県税収入状況(平成25年5月末現在)

(単位:百万円、%)

税目	県税収入 最終予算額 A	県税収入額 B	最終予算額 との比較 B-A	予算達成率 B/A×100	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入未済額
個人県民税	62,681	63,869	1,188	101.9	2,970	104.9	5,119
法人県民税	9,189	9,444	255	102.8	△ 204	97.9	42
県民税利子割	1,282	1,310	28	102.2	△ 397	76.7	0
個人事業税	1,634	1,776	142	108.7	△ 29	98.4	79
法人事業税	30,274 (53,127)	30,760 (53,615)	486 (488)	101.6 (100.9)	△ 1,386 (△ 652)	95.7 (98.8)	61
地方消費税	36,770	37,669	899	102.4	3,104	109.0	0
不動産取得税	3,708	3,882	174	104.7	△ 110	97.2	100
県たばこ税	4,027	3,962	△ 65	98.4	△ 31	99.2	0
ゴルフ場利用税	1,989	2,040	51	102.6	△ 70	96.7	1
自動車税	28,145	28,410	265	100.9	△ 180	99.4	443
鉱区税	5	4	△ 1	80.0	△ 1	80.0	0
自動車取得税	3,650	3,999	349	109.6	885	128.4	0
軽油引取税	21,610	21,483	△ 127	99.4	△ 143	99.3	224
狩猟税	40	41	1	102.5	△ 1	97.6	0
産業廃棄物税	218	154	△ 64	70.6	△ 69	69.1	0
県税計	205,222 (228,075)	208,804 (231,659)	3,582 (3,584)	101.7 (101.6)	4,339 (5,073)	102.1 (102.2)	6,069

注)各欄で四捨五入しているため、県税計と合わない場合があります。

()内は、地方法人特別譲与税を含みます。

県税決算額の推移(平成25年5月末現在)

(単位:百万円、%)

	決算額	対前年比
平成24年度	208,804 (231,659)	102.1 (102.2)
平成23年度	204,465 (226,586)	101.1 (101.8)
平成22年度	202,165 (222,577)	96.5 (101.8)

徴収状況(県税計)の推移(平成25年5月末現在)

(単位:%、ポイント)

	現年度分		滞納繰越分		計		全国順位
	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	
平成24年度	99.1	±0	29.0	3.0	97.0	0.3	—
平成23年度	99.1	±0	26.0	0.3	96.7	0.2	17位
平成22年度	99.1	0.4	25.7	△1.3	96.5	0.1	17位

収入未済額(県税計)の推移(平成25年5月末現在)

(単位:百万円)

	現年度分		滞納繰越分		計	
	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額
平成24年度	1,800	△ 88	4,269	△ 379	6,069	△ 467
平成23年度	1,888	10	4,648	△ 310	6,536	△ 300
平成22年度	1,878	△ 766	4,958	321	6,836	△ 445

注)各欄で四捨五入しているため県税計と合わない場合があります。

5 自動車税の納期内納付について

1 納期内納付の取組について

自動車税は、平成25年度当初予算では約281億円と県税収入の約14%を占める重要な財源となっています。また、県民一世帯当たり1.1台の自動車が保有され、広く県民のみなさんにご負担いただいている税金です。

「納税」は社会のルールであり、納税者が5月末の納期限までに納付いただくことで納税の秩序が保たれることから、県では、納期内納付率の向上のため様々な取組を行っています。

【主な取組内容】

- (1) コンビニエンスストア納付の実施（平成19年度～）
- (2) 県広報紙・ラジオ広報の活用やポスター貼付等による普及啓発
- (3) 徹底した差押え等による滞納整理の強化

2 平成25年度の納期内納付率について

こうした取組により、平成25年度の納期内納付率については、税額ベースで78.4%（前年度77.7%）、件数ベースで79.4%（前年度78.8%）となり、ともに9年連続で、これまでの最高の納付率を更新しました。

9年前の平成16年度に69.0%であった納付率（税額ベース）は、平成25年度には78.4%と、9.4ポイント上がりました。

特に、納める資力があるのに納付しない滞納者に対して、徹底した財産調査や差押え等の滞納整理の強化を継続して行ってきたことで、平成24年度決算見込み（平成25年5月末現在）の自動車税現年度徴収率は、99.6%（前年度99.5%）と高い徴収率になったことから、納税意識の向上につながっているといえます。

【納期内納付率の推移】

（単位：百万円、件、%）

	平成16年度	平成19年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定期課税額（百万円） A	29,397	29,912	28,387	28,277	28,132
納期内納付税額（百万円） B	20,280	22,265	21,787	21,968	22,044
納期内納付率 （税額） B/A %	69.0	74.4	76.7	77.7	78.4
定期課税件数 C	822,633	809,201	777,156	776,900	771,269
納期内納付件数 D	579,061	611,696	605,397	612,025	612,720
納期内納付率 （件数） D/C %	70.4	75.6	77.9	78.8	79.4

3 今後の取組について

「納期内にきちんと納付した人」と「納める資力があるのに納めない人」との公平性を保つため、滞納者については、6月に督促状を送付した後、預貯金・給与をはじめとした各種財産調査を行い、逐次差押を行います。また、12月と1月を「差押強化月間」に設定し、集中的に差押えを実施するなど徹底した滞納整理を行います。

このように自動車税の滞納整理は、年度末までに処理を完結する「単年度整理」を徹底して進めていきます。

(参考) コンビニエンスストア納付について

納期内納付された自動車税のうち、コンビニエンスストアで納付された割合は、税額ベースで全体の35.6%(前年度33.2%)、件数ベースで全体の34.3%(前年度32.1%)となっており、ともに導入当時は全体の2割弱であったものが、現在では3割を超える状況になっています。

納付方法の一つとして、コンビニエンスストアでの納付が納税者の間に広く定着し、納期内納付率の向上につながっているといます。

【納期内納付税額・件数に占めるコンビニ納付の割合の推移】

(単位: 百万円、件、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
納期内納付税額(百万円) A	22,265	22,085	22,015	21,787	21,968	22,044
コンビニ納付額(百万円) B	4,299	4,612	5,437	6,660	7,302	7,858
コンビニ納付割合 (税額) B/A %	19.3	20.9	24.7	30.6	33.2	35.6
納期内納付件数 C	611,696	608,313	603,558	605,397	612,025	612,720
コンビニ納付件数 D	113,015	121,954	142,889	177,822	196,192	210,289
コンビニ納付割合 (件数) D/C %	18.5	20.0	23.7	29.4	32.1	34.3

6 税外の未収金対策について

1 債権管理に関する取組について

今年度から、平成 25 年 3 月に策定した「三重県債権管理適正化指針（以下「指針」という。）」に基づいた税外未収金の縮減への取組を始めているところです。

具体的には、これまで個々の債権単位やそれぞれの部局等で取り組んできた督促などの手続や債権管理簿の様式を全庁的に統一するとともに、毎年 11 月又は 12 月を徴収強化月間として集中的な催告を行っていきます。さらに、債権毎の債権処理計画※の策定や債権管理における自己検査などの新たな取組についても、他県の先進事例を参考に実施していくこととしています。

また、不納欠損や徴収停止など基準や手続が定められていなかったものについては、その処理のための統一的なルールを設けることで、債権管理の公平・公正を確保するとともに事務の迅速化や簡素化に繋げていきます。

※債権処理計画：債権徴収額や必要に応じて活動指標を併用した目標を定めた計画を作成し徴収に取り組むとともに、その計画及び結果を公表

○平成 25 年度の主な具体的取組

債権管理簿の統一、督促手続の統一〔平成 25 年 4 月〕

債権処理計画（暫定版）の策定〔6 月～8 月〕

※ 暫定版は債権処理計画のうち取組方針のみを記載したものの。

債権処理計画の策定・公表〔9 月又は 10 月〕

徴収強化月間の実施〔11 月又は 12 月〕

債権管理にかかる自己検査〔26 年 1 月末まで〕

統一ルールの作成

（徴収停止、履行延期の特約等、不納欠損基準、延滞金減免基準、履行期限の繰上げ）

2 債権管理に関する残された課題への対応について

(1) 今後の課題について

今回策定した指針に沿った手続を行ったとしても、なお一部の未収金において、債務者が遠隔地などのため迅速な対応が困難なものや、行方不明などのため長期間の債権管理が必要となるといった課題があります。

これらの課題を解消し、迅速な債権回収を図るとともに回収可能な債権の徴収業務等に県の経営資源を集中するためには、訴えの提起、和解や債権放棄の手続の見直しについても視野に入れた検討が必要であることから、他県における条例や規則の状況などの債権管理事例の確認を行ったところです。

(2) 他都道府県等の状況

他県における条例や規則の状況など債権管理事例の確認を行った結果は次の通りです。

ア 訴えの提起・和解にかかる委任専決の状況（地方自治法 180 条によるもの）

(ア) 債権管理に活用可能な委任専決の事例（県営住宅に関するものを除く。）

①訴えの提起 (11) : 北海道、茨城、栃木、東京、三重、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川

【指定の範囲】

※ 広島県において2件の指定があり総数は12件となります。

支払督促に限定(3)・・・三重県、広島県、香川県

金額要件で指定(2)・・・北海道(150万円)、東京都(3000万円)

歳入徴収(6)・・・栃木県(県有財産の管理)、鳥取県(県の歳入)、島根県(徴収)、岡山県・山口県(歳入の徴収)、広島県(その他歳入の徴収)

軽易なもの(1)・・・茨城県

②和解・調停 (8) : 北海道、青森、東京、三重、鳥取、島根、岡山、山口

【指定の範囲】

支払督促に限定(2)・・・三重県、香川県

金額要件で指定(2)・・・北海道(150万円)、東京都(3000万円)

歳入徴収(4)・・・鳥取県(県の歳入)、島根県(徴収)、岡山県・山口県(歳入の徴収)

③権利の放棄 (13) : 秋田、茨城、群馬、千葉、福井、長野、岐阜、静岡、滋賀、京都、島根、岡山、香川

【指定の範囲】 (1~100万円)

※ 一定金額以下の軽易な債権放棄を、議決により知事に委任するもの。

2万円以下・・・香川：2万円、千葉：1万円

20万円以下・・・滋賀：20万円、秋田・群馬・長野・京都：10万円

60万円以下・・・岐阜：60万円、静岡・茨城：50万円

100万円以下・・・福井・島根・岡山：100万円

イ 債権管理条例における債権放棄にかかる条項について

(1) であげた課題を解消するための手段としていわゆる「債権管理条例」を制定してその解消を図っている都道府県がありますが、その債権管理条例を制定済みなのは、東京都、大阪府、京都府、岡山県の4都府県となっており、それぞれの条例における詳細は次のとおりです。

また、各都府県の債権管理に関する条例の条項については別紙1のとおりです。

※ 県内市町においては名張市において条例を制定済

(ア) 東京都（東京都債権管理条例）〔平成 20 年 3 月〕

- ・時効期間が経過し、時効の援用をすると見込まれるとき
- ※ マニュアルにおいて詳細を規定

(イ) 大阪府（債権の回収及び整理に関する条例）〔平成 22 年 11 月〕

- ・徴収停止後「無財産(事業休止又は所在不明に限る。)」又は「少額」の事由が 3 年継続した非強制徴収公債権及び私債権
- ・消滅時効期間が経過した「無財産」「生活窮迫」「所在不明及び財産不明」の事由のある私債権

(ウ) 京都府（京都府債権の管理に関する条例）〔平成 23 年 7 月〕

- ・消滅時効が完成し、居所が不明の場合等
- ※ 詳細を条例（及び条例から委任された規則）で明示

(エ) 岡山県（岡山県債権管理条例）〔平成 25 年 3 月〕

- ・時効の期間が経過したとき
- ・法令の規定により債務者がその責任を免れたとき
- ・債務者が死亡し相続人が不存在の場合等に、相続財産の価額が強制執行の費用等を超えないと見込まれるとき
- ・「徴収停止後 3 年を経過」、「強制執行等の措置をとっても履行されない」等に該当し、無資力等で資力の回復が困難なとき
- ※その他、一定の条件の場合に一部放棄を含む和解についても規定

(参考) 国における債権放棄類似事例

債権の「みなし消滅」の要件（債権管理事務取扱規則）

- 一 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること
- 二 債務者である法人の清算が終了したこと（その法人について弁済の責任を負う者があり、その者についてみなし消滅の整理をすることができる事由がない場合を除く）
- 三 債務者が死亡し、相続人が限定承認をした場合において相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれること
- 四 破産法 253 条、会社更生法 204 条その他の法令の規定により債務者が債権につきその責任を免れたこと
- 五 債権の存在について法律上の争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがないものと決定したこと

(3) 今後の検討の方向性について

本県においては、これまで債権放棄の明確な基準が不明であり、債権放棄の手続が行われてきませんでした。他県の状況をみると、近年、先進的な取組を行っている都府県において債権管理に関する条例を制定し、債権放棄を可能としている事例や、委任専決の指定の範囲を歳入徴収に拡大するなど、委任専決を活用し訴えの提起や和解の迅速な対応を行っている事例がありました。

こうした他県での条例制定の状況も踏まえて、本県でも長期管理債権の解消も視野に入れた債権管理に関する条例について検討していきますが、どのような条件であれば債権放棄をやむを得ないと判断するのか等について、慎重な検討が必要であると考えています。

また、債権回収を迅速化するため、訴えの提起や和解にかかる委任専決の範囲拡大についても、他県の状況を踏まえ慎重に検討したうえで、議会のご判断を仰ぎたいと考えています。

3 想定される債権管理にかかる条例の概要について

(1) 条例として検討すべき内容

○債権管理の基本姿勢

○全庁的な債権管理体制の整備

- ・債権管理簿等の整備
- ・各部局に債権管理者を設置
- ・債権管理調整会議の設置

○税外未収金の状況の情報提供

- ・債権処理（回収・整理）計画の策定及び達成状況の公表

○県において既存の統一的な規定のない私債権に関する事務処理基準

- ・督促（公債権を含む）、私債権の遅延損害金及び減免、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等、免除、債権の放棄及び議会への報告

(2) 今後の予定

平成 25 年 9 月会議に中間案を提出

平成 25 年 10 月～11 月にパブリックコメントを実施

平成 25 年 12 月会議に条例案の提出を予定

別紙 1

債権管理に関する条例の各都府県制定状況

H25.4.1現在

都府名	東京都	大阪府	京都府	岡山県
条例名	債権管理条例	債権の回収及び整理に関する条例	債権の管理に関する条例	債権管理条例
施行日	H20.7.1	H22.11.4	H23.7.29	H25.4.1
条例の趣旨又は目的	○	○	○	○
定義	○		○	○
他の条例・法令との関係	○		○	○
長の責務	○(公営企業 管理者含む)		○	○(公営企業 管理者含む)
債務者の資力の状況等に応じた措置			○※1	
債権管理体制の整備	○			○
督促	自治令171	○		○
強制執行等	自治令171の2	○		○
履行期限の繰上げ	自治令171の3	○		○
債権の申出等	自治令171の4	○		○
徴収停止	自治令171の5	○		○
履行期限の特約等	自治令171の6	○	○ ※1の措置として	○
免除	自治令171の7	○		○
債権放棄の事由	○	○	○	○
和解				○
債権放棄の議会への報告	○	-	○	○
債権の回収及び整理の基準		○		
債権回収・整理計画の策定等		○		
債権回収及び整理に関して講ずべき措置		○		
債権回収・整理計画の進捗状況の公表		○		
規則への委任	○	○	○	○
債権放棄事由の個数(号数)	1	4	3	4

※自治令：地方自治法施行令

7 審議会等の審議状況について

(平成25年2月27日～平成25年6月3日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成25年2月28日	平成25年3月8日
3 委員	会長 遠島 敏行、委員 伊藤 庄吉 ほか3名	会長 遠島 敏行、委員 名島 利喜 ほか4名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)三重県動物愛護管理センター <p>移行認可申請に係る諮問 (答申11件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)三重県造園建設業協会 ・(一財)三重県社会福祉事業職員共済会 ・(一財)三重県母子寡婦福祉連合会 ・(一社)三重県鍼灸マッサージ師会 ・(一社)三重県鍼灸師会 ・(一社)三重県歯科技工士会 ・(一社)三重県水質保全協会 ・(一財)白鵬青年文化協会 ・(一財)靄溪奨学会 ・(一財)多度青少年会館 ・(一財)三重県警察職員互助会 	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)三重県防犯協会連合会 <p>移行認可申請に係る諮問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)三重県私立幼稚園協会 ・(一財)三愛教育振興会 ・(一社)名張市観光協会 ・(一財)三重県教育文化会館 ・(一財)三重県退職教職員互助会 ・(一社)三重県診療放射線技師会 <p>変更認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)三重県看護協会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 変更認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。
6 備考		

注) (公社):公益社団法人、(公財):公益財団法人、(一社):一般社団法人、(一財):一般財団法人

1 審議会 等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催 年月日	平成25年3月19日	
3 委員	会長 遠島 敏行、委員 名島 利喜 ほか3名	
4 諮問 事項	<p>移行認定申請に係る諮問（答申4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)津地区医師会 ・(公財)三重県生活衛生営業指導センター ・(公財)三重県角膜・腎臓バンク協会 ・(公財)三重ボランティア基金 <p>移行認可申請に係る諮問（答申3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)三重県食品衛生協会 ・(一財)三翠会 ・(一社)三重県レクリエーション協会 	
5 調査審 議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 	
6 備考	次回開催日：平成25年6月25日	